

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

No.	申し合わせ事項	改正案	現行
第3 委員会に関する事項			
1	○通年議会における議会期間以外の常任委員会について	<p>○定例議会期間以外の常任委員会の開催について</p> <p>二 1 (1) 定例議会期間以外に開催する常任委員会（以下「定例議会期間以外の常任委員会」という。）は、5月、7月、8月、1月及び4月に開催することとする。(略)</p> <p>(2) 定例議会期間以外の常任委員会は、所管の理事者報告を受け、審議するためのものである。(略)</p> <p>2 会議の方法</p> <p>(1) 定例議会期間以外の常任委員会は、午前10時から正午までの間に2委員会、午後2時から午後4時までの間に別の2委員会の並行開催とする。(略)</p> <p>(2) 定例議会期間以外の常任委員会の並行開催の組合せは、午前が文教委員会と厚生委員会、午後が建設委員会と総務区民委員会とする。(略)</p> <p>(3) 定例議会期間以外の常任委員会においては、一般質問は行わない。</p> <p>3 出席理事者</p> <p>(1) 定例議会期間以外の常任委員会の理事者の出席は、報告事項を所管する部長及び課長並びに部庶務担当課長とし、区長、副区長及び教育長には出席を求めない。(略)</p> <p>4 定例議会期間以外の常任委員会の招集等</p> <p>(1) 委員長は、執行機関との連絡を密にして報告事項の有無を確認の上、定例議会期間以外の常任委員会を招集するか否かについて、(略)</p> <p>(2) 委員長は、定例議会期間以外の常任委員会を招集する場合は、(略)</p> <p>三 その他</p> <p>1 定例議会期間以外の常任委員会の運営に必要な事項は、議長が定める。</p> <p>2 定例議会期間以外の常任委員会の運営について、議会と区長とが協議すべき具体的な案件が生じた場合には、速やかに協議することとする。</p>	<p>○通年議会における議会期間以外の常任委員会について</p> <p>二 1 (1) 議会期間以外に開催する常任委員会（以下「議会期間以外¹の常任委員会」という。）は、5月、7月、8月、1月及び4月に開催することとする。(略)</p> <p>(2) 議会期間以外の常任委員会は、所管の理事者報告を受け、審議するためのものである。(略)</p> <p>2 会議の方法</p> <p>(1) 議会期間以外の常任委員会は、午前10時から正午までの間に2委員会、午後2時から午後4時までの間に別の2委員会の並行開催とする。(略)</p> <p>(2) 議会期間以外の常任委員会の並行開催の組合せは、午前が文教委員会と厚生委員会、午後が建設委員会と総務区民委員会とする。(略)</p> <p>(3) 議会期間以外の常任委員会においては、一般質問は行わない。</p> <p>3 出席理事者</p> <p>(1) 議会期間以外の常任委員会の理事者の出席は、報告事項を所管する部長及び課長並びに部庶務担当課長とし、区長、副区長及び教育長には出席を求めない。(略)</p> <p>4 議会期間以外の常任委員会の招集等</p> <p>(1) 委員長は、執行機関との連絡を密にして報告事項の有無を確認の上、議会期間以外の常任委員会を招集するか否かについて、(略)</p> <p>(2) 委員長は、議会期間以外の常任委員会を招集する場合は、(略)</p> <p>三 その他</p> <p>1 議会期間以外の常任委員会の運営に必要な事項は、議長が定める。</p> <p>2 議会期間以外の常任委員会の運営について、議会と区長とが協議すべき具体的な案件が生じた場合には、速やかに協議することとする。</p>
第5 請願陳情に関する事項			
2	○委員会における請願審査の取扱いについて (H30.11.28幹事長会決定)	<p>1 委員会で審査する請願について、「採択」もしくは「不採択」の結果を出すことができないときは、従前より行ってきた「保留」ではなく「継続」とする。</p> <p>2 「継続」となった請願は、次の定例議会の委員会で審査の議題とする。</p> <p>3 「継続」となった請願について、請願者にその旨を書面で通知する。</p>	(新規掲載)
3	○委員会において継続となった請願について (H30.11.28幹事長会決定)	<p>1 「継続」となった請願については、調査・研究を深めた上で、次の定例議会の委員会審査で「採択」か「不採択」の結論を出すよう努める。</p> <p>2 次の定例議会でも結論を出しがたい場合は再び「継続」とするが、通年議会の会期中（2月議会まで）には結論を出すものとする。</p> <p>3 通年議会の最後にあたる2月議会に初めて出された請願で、結論がすぐに出ないものについては、次の会期につなげる必要があるため、継続審査の申出を委員長から議長に行う。ただし、改選直前の2月議会に初めて出された請願については、次の会期に継続することができないため、「採択」か「不採択」の結論を出すものとする。</p>	(新規掲載)

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

No.	申し合わせ事項	改正案	現行
	第9 その他の事項		
4	○議会期間以外における海外視察等の届出について	○ 定例議会期間 以外における海外視察等の届出について 通年議会の導入により、 定例議会期間 以外については、(略)	○議会期間以外における海外視察等の届出について 通年議会の導入により、 議会期間 以外については、(略)
5	○文京区議会情報通信端末使用基準	<p>(趣旨) 第1条 この基準は、文京区議会における情報通信端末及び充電器(議長が貸与したものに限る。以下「貸与端末」という。)及び会議システムの使用に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 (略) (1)会議システム 紙媒体の資料に代えて閲覧するために会議用アプリケーションソフトウェアとサーバを一体化させたクラウド型のシステムをいう。 (2)アプリケーションソフト 貸与端末に導入し、特定の目的を実現するために稼働するソフトウェアをいう。 (3)アカウント ネットワーク、コンピュータ等にログインするための権利をいう。</p> <p>(端末の貸与) 第3条 議長は、効率的な議会活動又は議会活動の支援に資するため、区議会議員及び議長が指定する区議会事務局職員(以下「使用者」という。)に情報通信端末を貸与する。 2 (略) 3 使用者は、貸与端末について、紛失、盗難、破損及び故障(以下「紛失等」という。)が発生しないよう適切に管理しなければならない。 4 使用者は、貸与端末を第三者に譲渡し、及び貸与してはならない。 5 議員は、議員任期満了日までに速やかに、貸与端末を返還しなければならない。ただし、任期途中で議員を辞職する場合は、辞職する日までに返還しなければならない。 6 議長が指定した区議会事務局職員は、その任を解かれた場合は、速やかに貸与端末を返還しなければならない。</p> <p>(貸与端末を使用できる会議) 第5条 (略) (1)～(3) (略) (4)議会広報小委員会、意見書等調整小委員会、委員会日程調整会議 (5) その他議長が必要と認めた会議</p>	<p>(趣旨) 第1条 この基準は、文京区議会における情報通信端末(議会が貸与したものに限る。以下「貸与端末」という。)及び会議システムの使用に関して、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義) 第2条 (略) (1)会議システム 紙媒体の資料に代えて閲覧するために会議用アプリケーションソフトウェアとサーバを一体化させた、クラウド型のシステムのことをいう。 (2)アプリケーションソフト 貸与端末に導入し、特定の目的を実現するために稼働するソフトウェアをいう。 (3)アカウント ネットワークやコンピュータなどにログインするための権利をいう。</p> <p>(端末の貸与) 第3条 議長は、効率的な議会活動又は議会活動の支援に資するため、区議会議員及び議長が指定する区議会事務局職員(以下、「使用者」という。)に情報通信端末を貸与する。 2 (略) 3 使用者は、貸与端末について、紛失、盗難、破損、故障(以下、「紛失等」という。)が発生しないよう適切に管理しなければならない。 4 使用者は、貸与端末を第三者に譲渡及び貸与してはならない。 5 議員は、議員任期満了日までに速やかに、貸与端末を返還しなければならない。なお、任期途中で議員を辞職する場合は、辞職する日までに返還しなければならない。 6 議長が指定した区議会事務局職員は、その任を解かれた場合、速やかに貸与端末を返還しなければならない。</p> <p>(貸与端末を使用できる会議) 第5条 (略) (1)～(3) (略) (4)議会広報小委員会、意見書等調整小委員会、委員会等日程調整会議 (5) その他議長が必要と認めた会議</p>

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

No.	申し合わせ事項	改正案	現行
5	○文京区議会情報通信端末使用基準	<p>(会議での貸与端末の使用範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)電子メール等による議員相互<u>及び</u>議員と区議会事務局との情報伝達</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 貸与端末を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめ充電しておく<u>ものとする。</u></p> <p>(会議以外での貸与端末の使用範囲)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)<u>前条第1項各号</u>に規定する内容</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(会議における禁止事項)</p> <p>第8条 会議において禁止する<u>事項は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1)音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと<u>。</u></p> <p>(2)審議及び審査中の情報を外部へ発信すること<u>。</u></p> <p>(3)議会<u>及び</u>委員会活動以外の目的でインターネット、電子メール、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) を利用すること<u>。</u></p> <p>(4)会議を撮影し、録音し、<u>又は</u>録画すること<u>。</u></p> <p>(5)他者の迷惑になる行為を行うこと<u>。</u></p> <p>(6)その他会議以外の目的のために使用すること<u>。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p>第9条 貸与端末の使用に<u>当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)貸与端末は、使用者が責任を持って管理するとともに、貸与された本人以外に使用<u>させないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)<u>第6条第1項第5号又は第7条第3号の規定</u>により、議長が必要と認めたもの以外のアプリケーションソフトをインストールしてはならない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6)貸与端末からの情報漏えいを防止するため、<u>議員本人が所有する</u>パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続を行ってはならない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(事故があった場合の対応)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用者は、貸与端末がウイルス<u>感染した場合又は</u>個人情報等の漏えいがあった場合は、貸与端末におけるウイルス感染等届(別記様式第三号)を速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の<u>届出が</u>提出されたときは、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(会議での貸与端末の使用範囲)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)電子メール等による議員相互<u>並びに</u>議員と区議会事務局との情報伝達</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 貸与端末を会議に持ち込むときは、原則としてあらかじめ充電しておく<u>こと。</u></p> <p>(会議以外での貸与端末の使用範囲)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(1)<u>前条各号</u>に規定している内容</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(会議における禁止事項)</p> <p>第8条 会議において禁止する<u>事項は次のとおりとする。</u></p> <p>(1)音声、操作音を発するなど、会議の支障となる行為を行うこと</p> <p>(2)審議及び審査中の情報を外部へ発信すること</p> <p>(3)議会、<u>委員会</u>活動以外の目的でインターネット、電子メール、SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) を利用すること</p> <p>(4)会議を撮影、録音、録画すること</p> <p>(5)他者の迷惑になる行為を行うこと</p> <p>(6)その他、<u>会議</u>以外の目的のために使用すること</p> <p>(貸与端末の使用にあたっての遵守事項)</p> <p>第9条 貸与端末の使用に<u>あたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1)貸与端末は、使用者が責任を持って管理するとともに、貸与された本人以外に使用<u>させてはならない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)<u>第6条(5)または第7条(3)</u>により、議長が必要と認めたもの以外のアプリケーションソフトをインストールしてはならない。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6)貸与端末からの情報漏えいを防止するため、<u>私物</u>パソコンやUSBメモリ等の外部端末への接続を行ってはならない。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(事故があった場合の対応)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 使用者は、貸与端末がウイルス感染した<u>又は</u>個人情報等の漏えいがあった場合は、貸与端末におけるウイルス感染等届(別記様式第三号)を速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 議長は、前2項の<u>届が</u>提出された場合、速やかに事情を把握し、必要な措置を講ずることとする。</p> <p>4 (略)</p>

文京区議会申し合わせ事項 新旧対照表

No.	申し合わせ事項	改正案	現行
5	○文京区議会情報通信端末使用基準	<p>(不適切な使用に対する措置)</p> <p>第11条 会議等において議長及び委員長等は、使用できる機能や注意事項に反する利用がある場合又はその他議事に支障を及ぼすと判断した場合には、注意を促し、改善されないときは、貸与端末の使用中止を命ずることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議長は、貸与端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認める場合は、注意を促し、改善されないときは、貸与端末の使用中止を命ずることができる。</p> <p>第12条 (略)</p>	<p>(不適切な使用に対する措置)</p> <p>第11条 会議等において議長及び委員長等は、使用できる機能や注意事項に反する利用がある場合、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、貸与端末の使用中止を命ずることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議長は、貸与端末の使用に際し、本使用基準に反する利用があったと認めるときは、注意を促し、改善されない場合は、貸与端末の使用中止を命ずることができる。</p> <p>第12条 (略)</p>